

# 軽自動車の検査(車検)は

## 十月一日から



道路運送車両法の一部を改正する法律に基づいて、軽自動車届出済証の届出年月日によって、表1の期限までに検査を受けなければ、その後は使用してはならないことになってい

届出年月日	検査期限
昭和41年12月31日以前	昭和48年10月
昭和42年1月1日から	昭和48年11月
昭和43年1月1日から	昭和48年12月
昭和43年8月1日から	昭和49年1月
昭和44年1月1日から	昭和49年2月
昭和44年5月1日から	昭和49年3月
昭和44年9月1日から	昭和49年4月
昭和45年1月1日から	昭和49年5月
昭和45年4月1日から	昭和49年6月
昭和45年7月1日から	昭和49年7月
昭和45年10月1日から	昭和49年8月
昭和46年1月1日から	昭和49年9月
昭和46年4月1日から	昭和49年10月
昭和46年7月1日から	昭和49年11月
昭和46年10月1日から	昭和49年12月
昭和47年1月1日から	昭和50年1月
昭和47年4月1日から	昭和50年2月
昭和47年7月1日から	昭和50年3月
昭和47年10月1日から	昭和50年4月
昭和48年1月1日から	昭和50年5月
昭和48年4月1日から	昭和50年6月
昭和48年7月1日から	昭和50年7月
昭和48年10月1日から	昭和50年8月
昭和49年1月1日から	昭和50年9月

### 誘致企業江州鍛造

#### での十ヶ月

小国町が誘致企業として、江州鍛造工業所を決定し、現在私道一名の仲間が滋賀県の本社工場に働いてい

毎冬冬期間になりますと、出張就労者となり家族と離れて生活せざるを得ない今日において、小国町に企業誘致し就労の場を与えてもらうことは大変良いことだと思います。

私も現在のままでは先行き不安を感じており、町の企業誘致のもとに昨年十月から江州鍛造で働いており

江州鍛造工業所という会社は、鍛造では日本の同業者で五指に入る規模の工場、従業員が三七〇名位

この会社のモットーが、人間の尊重、相互信頼、全員経営の三つからなっているせいか、私達が始めて来た時から非常に働きやすい人間関係ができていました。また、鍛造という職場に、人達の大半が兼業農家の人達であったということからも、農業の話の中からも人間関係も良かったように感じています。

仕事の内容といえは、なつかしい小学校唱歌に歌われる村のカジャさんと思えばびびりだと思えます。一週間交替の早番、遅番で

朝六時半から十四時半までの早番、十四時半から二十時半までの遅番、しばしば休まぬツチの音です。

ただ、私達の知っているカジャさん自分の手で、自分の力でツチを打ち自由な型でカマ、ナタ、鋏等を造っていました。現在でも機械を使って作られる型造り方法のカジャさんもありますが、それら専門用語で自由鍛造といえます。

この工場で作っている鍛造方法は、大きな機械(エアーハンマー)及びプレス等に製品のナタならナタの形状に彫られた一組の金型内に赤く熱せられた材料を入れて打撃、あるいは圧縮によって成形する方法で、こういう方法のカジャを型鍛造といっています。

できる製品の大半が自動車部品ですが、現在二台のハンマーと六台のプレス

機械で生産される製品が、不足で仕事に追い越されている状態、こんなに自動車は売れるものかと驚く程です。

鍛造職とは非常に男性的な仕事で、鉄は赤い内に鍛えるという言葉の通りで、一、一五〇度から二、二〇〇度(熱せられた材料を重油を燃料とした炉の中より取り出し、ハンマーでねりながら種々の型製品ができていき、パトといわれ、プレス機以外の余った部品をプレス機で抜き取る作業、常に鉄が赤い状態の仕事をすから七月、八月の暑さは格別きびしいもので、汗が流れるのはなく、すぐに塩となって白く顔に、また、作業服にしみて出て来るので、お世辞にもきれいな職場とはいえないかと思えます。

そんな職場の中にも会社

確かめて、期限内に検査を済ませよう。

検査は、軽自動車検査協会(普通車の場合の陸運局にあたるもの)が行い、検査を受けるときは、表2

現在ナンバーをつけて使用している車	新しくナンバーをつけて使用する車
<ul style="list-style-type: none"> <li>新規検査申請書</li> <li>軽自動車届出済証</li> <li>保安基準適合証(民間車検を受けた場合)</li> <li>保険証明書(保険期間が2年をこえるもの)</li> <li>印鑑</li> <li>検査手数料600円(民間車検を受けた場合は400円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規検査申請書</li> <li>完成検査終了証(型式指定の新車)</li> <li>使用者であることを証明する譲渡証明書</li> <li>使用者の住所を証明する住民票等</li> <li>保険証明書</li> <li>重量税納付書(新車7,500円)または非課税証明書(中古車)</li> <li>印鑑</li> <li>検査手数料600円(型式指定の新車は400円)</li> </ul>

### 役場チーム優勝

#### 町民野球大会

優勝 役場チーム  
二位 中学OBチーム  
三位 ヤンガスチーム  
四位 役場Vチーム  
五位 役場Uチーム

お盆恒例の第十回町民野球大会が、先週末の八月十五日総合グラウンド、中学校グラウンドの二会場で実施されました。

この日は新しく三チームが参加し、参加総数三十三人で第十回大会にふさわしい盛大な大会になりました。野球愛好者も猛勢の中思う存分プレイし、終始なごやかなちに終わりました。

各チームが熱戦を繰り広げた結果、役場チームが優勝、町長杯を獲得しました。

◎成績は次のとおり

### 昭和三十九年歌会始

#### お題は「朝」

昭和四十九年歌会始の詠進歌の詠進要領は次のとおりです。詠進したい方は宮内庁へお送りください。

◎お題  
昭和四十九年歌会始のお題は「朝」です。歌の中は、朝の語をよみこむはか、あした、朝明、ありあけ、しのめなどを用いてもよいことになっていました。

◎詠進の要領  
(1)一人一首発表のもの  
(2)用紙は半紙(習字用の半紙がよい)とし、毛筆で自書する。  
(3)書式は半紙を横に二つおりにして、右半面に題と歌、左半面に住所、氏名(本名、ふりがなつき、生年月日及び職業を附して

その医療費は、三割を患者が自分で、七割のうち四割五分を政府が負担し、あと二割五分を保険費でまかなうことになっています。

医療費は毎年増え続けています。そのため国民負担は非常に苦しくなっています。もとも医療費は、放っておいても毎年一〇〜一五％位は自然に増えるものですが、「はいわゆる自然増」のほか、医療費の値上げがあり、増え続けています。二〇〜二五％位の増が見込まれます。このように増え続ける医療費は、国民負担を圧迫し、その結果、(ステッカー)と検査証が交付されますので、検査標章は前面ガラスの中央上部に貼ってください。また、検査証は自動車に備えつけておかなければなりません。

指定自動車整備事業場でも検査を行いますので、詳しくは自動車整備工場、農協SS等へお問い合わせください。

小国町の人口 (前月比)	
男女計	5,090人 (-3)
男	5,353人 (+12)
女	10,443人 (+9)
世帯数	2,401 (-1)
世帯	2,401 (-1)
昭和48年8月31日現在	

## 寝たきり老人等に対する 老人医療費の支給

寝たきり老人等に対する医療費の支給制度は、今までは県の単独事業として実施してきましたが、十月一日からは、国の公費負担制度に引き入れられることになりました。

(支給資格)  
対象者は65歳以上70歳未満の寝たきり老人等としており、次の各号に該当することを必要とします。  
(1)国民年金法による認定を受けることのできる人はその認定を必要とします。  
(2)身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付を受けている者であつて、当該手帳等によってその障害の程度が次のいずれかに該当する者  
ア、身体障害者障害程度等級表の二級から三級までに該当する者  
イ、同表四級のうち音声機能または言語機能の障害を受けることのできる人はその認定を必要とします。  
ウ、同表四級のうち下肢障害一級、二級または四級に該当する者  
エ、厚生年金保険法等、年金法による年金を受けている者であつて、当該年金証書等にその障害の程度が二級に該当する者  
オ、医療費の交付申請(一級、二級に該当する者)を受けた老人等は、老人医療費支給者証を交付申請に添付し、その書類を添付していただく。



元気がなにより(役場窓口で)

現在小国町に居住している者で、次の事項に該当する者  
ア、老人  
イ、65歳以上69歳未満で、常時ひとり暮らしの者  
ロ、重度心身障害者  
ハ、重症心身障害者  
ニ、重度心身障害者(知的障害が35以下と重度の肢体不自由(障害の程度が一級または二級)が重複している者)  
ヘ、重度精神障害者  
ヘ、知的障害が35以下で日常生活において基本的動作(食事、排便、入浴等)が困難で介護を必要とする者及びていっかん操作、失禁、興奮その他問題行為を有し、監護を必要とする者、重度心身障害者  
ヘ、身体障害者等級が

今年も出稼ぎが近くなりましたが、何かと御多用のことと存じます。出稼ぎされる方に出稼ぎ前の準備や手続きについて役場産業開発課よりお願いとお知らせをいたします。

小国町季節労働者互助会への勧誘について  
小国町季節労働者互助会も三年目を迎え、千人近い加入者によって組織され、互助会加入希望者は九月二十日までに各部互換互助会

### 住宅統計調査のお知らせ

十月一日に、全国的な規模で住宅統計調査が行われます。

この統計調査は、住宅関係の諸施策に必要な統計をつくるためのもつと基本的な調査で、昭和二十三年以来五十年ごとに行なわれており、今回は第六回目にあたります。

小国町では、大館丸法米 七日町

### 秋の球技大会のご案内

十月十日は体育の日、東京オリンピックの輝かしい成果を記念した祝日です。

全国各地ではその前後にいろいろな体育行事が繰りひろげられます。小国町でも、町民球技大会を開催し、町民みなで楽しむ大会にいたします。

◎大会内容、申し込み方法等については、次のとおりです。お問い合わせの上ご参加ください。

◎卓球大会(団体戦)  
開催予定日 十月十日  
会場 中学校体育館  
参加資格・要領  
小国町在住者及び勤務者  
一組三名とし、男女別

### あなたの就職に役 求人情報テレホンサービス

長岡職業安定所が電話で求人情報を知らせてくれます。

☐ 電話番号は長岡(0258)35-2233  
◎ 男子向情報 午前9時~午後1時  
女子向情報 午後1時~午後5時  
全般的情報 午後5時~午前9時  
☐ 一週間毎に情報を新しくします。

### 老人医療費助成事業及び 重度心身障害者医療費 助成事業の実施

ひとり暮らしの老人及び重症心身障害者の医療費助成事業が、十月一日より実施されます。

(支給資格)  
ア、65歳以上69歳未満で、常時ひとり暮らしの者  
ロ、重度心身障害者  
ハ、重症心身障害者(知的障害が35以下と重度の肢体不自由(障害の程度が一級または二級)が重複している者)  
ヘ、重度精神障害者  
ヘ、知的障害が35以下で日常生活において基本的動作(食事、排便、入浴等)が困難で介護を必要とする者及びていっかん操作、失禁、興奮その他問題行為を有し、監護を必要とする者、重度心身障害者  
ヘ、身体障害者等級が

昭和48年9月15日  
発行=小国町役場  
印刷=小国町市下印刷

